

### 3-2-3 施工計画／調達方針

#### 3-2-3-1 施工方針／調達方針

本計画は、我が国の無償資金協力の枠組みのもと実施される。従って、本計画は、我が国政府により事業実施の承認がなされ、両国政府による交換公文（E/N）及び贈与契約（G/A）が取り交わされた後に実施に移される。以下に本計画を実施に移す場合の基本事項及び特に配慮を要する点を示す。

##### (1) 事業実施主体

「ジ」国側の本計画実施の実施機関は RTD である。RTD における実施担当部門は技術部であり、同部が本計画を遂行し、かつ機材の運用維持管理を担当する。従って、本計画を円滑に進めるために、RTD 技術部は、我が国のコンサルタント及び請負業者と密接な連絡及び協議を行い、本計画を担当する責任者を選任する必要がある。

##### (2) コンサルタント

本計画の機材調達・据付工事を実施するため、我が国のコンサルタントが RTD と設計監理業務契約を締結し、本計画に係わる実施設計と施工監理業務を実施する。また、コンサルタントは入札図書を作成すると共に、事業実施主体である RTD に対し、入札実施業務を代行する。

##### (3) 請負業者

我が国の無償資金協力の枠組みに従って、一般公開入札により「ジ」国側から選定された日本国法人の請負業者が、本計画の資機材調達、据付工事及び施術指導を実施する。請負業者は本計画の完成後も、引き続きスペアパーツの供給、故障時対応等のアフターサービスが必要と考えられるため、当該資機材及び設備引き渡し後の RTD との連絡体制を確立する。

##### (4) 技術者派遣の必要性

本計画で調達する機材は、据付作業および据付け後の調整・試験等の際には、高い技術を必要とすることから、同作業には日本から技術者を派遣し、品質管理、技術指導および工程管理を行わせる必要がある。また、RTD の職員は、既設のアナログ式放送機材の操作・維持管理技術等をひととおり習得しており、同機材の維持管理における特段の技術的問題は無い。しかし、デジタル式の最新機材の操作・維持管理には不慣れであるため、新規調達機材の据付時には、機材供給メーカーより派遣された日本人技術者による操作・維持管理に関する技術指導（OJT）を行う必要がある。

#### 3-2-3-2 施工上／調達上の留意事項

「ジ」国には、建設業者や電気工事会社等が複数存在するものの、本計画の放送機材据付に必要な高度な技術を有する企業は無い。従って、調達機材の据付工事、調整、試験及び RTD 職員への OJT に際しては、日本から技術者を派遣し、技術指導および品質・工程管理を行わせる。

### 3-2-3-3 施工区分／調達・据付区分

放送機材の調達・据付は日本側が負担し、同工事の実施に必要な既設機材の撤去、既存施設の改修、操作用椅子の調達等は、「ジ」国側負担とする。我が国と「ジ」国側の負担事項区分を表 3-2-3 に示す。

表 3-2-3 負担事項区分

負担事項	負担区分		備考
	日本国側	「ジ」国側	
(1) 機材調達	○		機材内容は前述の機材構成表のとおり。
(2) プロジェクト・サイトまでの輸送	○		輸送先: RTD
(3) 荷揚げ港での免税措置及び通関手続き		○	
(4) プロジェクト・サイトにおける一時保管場所の提供		○	
(5) 機材の据付工事、調整及び試験	○		RTDの既設屋内低圧配電線及び非常用発電機への配線工事、並びに機材の電源に必要な分電盤、遮断器等の電気工事を含む。
(6) 初期操作指導・運用指導 (指導用機材含む)	○		指導場所、机及び椅子は「ジ」国側負担。
(7) 既設機材、ケーブル等の撤去工事 (既設スタジオ及び編集室の移設工事含む)	(助言)	○	日本側工事開始時までに完了のこと。
(8) RTD既設局舎の改修工事 (床、壁、仕切り、天井、その他内装)		○	同上
(9) アナウンスブース(2式)及び仮設スタジオの提供		○	同上
(10) セパレート式エアコンの更新またはセントラル式エアコンの修理(既設編集室3箇所用)		○	同上
(11) 機材の操作に必要な椅子及び備品棚の調達		○	同上
(12) 非常用発電機から編集室への配線工事		○	
(13) 試験放送の実施	(助言)	○	
(14) 電源、電話回線及び水道の確保		○	
(15) 供与された機材の適正な運用と保守		○	
(16) その他交換公文に明記された被援助国側役務の遂行		○	

(注) : ○印が担当区分を表す。

### 3-2-3-4 施工監理計画／調達監理計画

#### (1) 施工監理/調達監理の基本方針

コンサルタントは、本計画を担当するプロジェクトチームを編成し、我が国の無償資金協力ガイドライン及び基本設計の内容を踏まえ、実施設計業務・施工監理業務を円滑に遂行する義務を負う。またコンサルタントは、機材据付工事、現地試験・調整等の工事進捗に併せて専門技術者を派遣し、請負業者を指導・監督し、計画に基づいた工程管理、品質管理、出来形管理及び安全管理が実施されるよう努める。また、機材の出荷前検査を実施し、機材搬入後のトラブル発生を未然に防ぐ義務を負う。

以下に主要な施工監理/調達監理上の留意点を示す。

### 1) 工程監理

コンサルタントは、請負業者が契約書に明示された業務完了期限を遵守するよう求め、各週、各月毎に進捗監理を行う。工程遅延が予測されるときは、請負業者に対し注意を促すと共に対策案の提出と実施を求める。計画工程と進捗工程の比較は主として以下の項目による。

- ① 出来高確認（機材工場製作及び出荷出来高）
- ② 機材搬入実績確認
- ③ 技術者、技能工、労務者等の歩掛と実数の確認

### 2) 品質、出来形管理

調達機材が、契約図書に明示されている品質、出来形を満足するよう下記項目に基づき品質・出来形管理を実施する。確認及び照査の結果、品質や出来形の確保が危ぶまれるとき、コンサルタントは直ちに請負業者に訂正、変更、修正を求める。

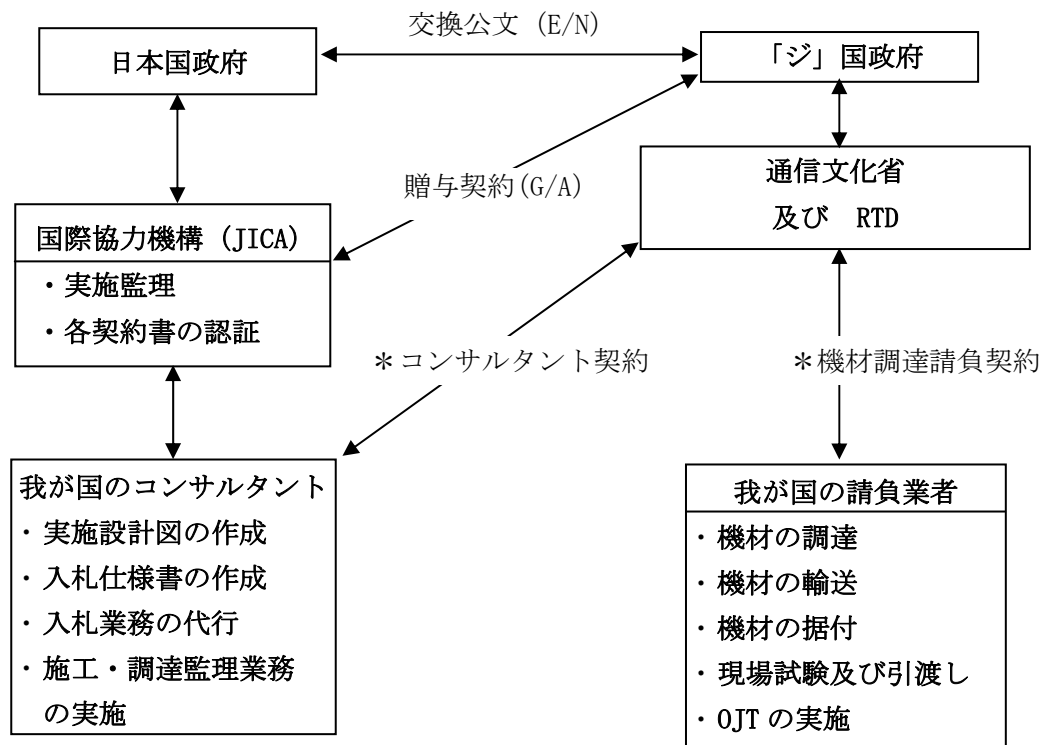
- ① 機材仕様書の照査
- ② 機材の製作図及び仕様書の照査
- ③ 工場検査への立会い又は工場検査結果の照査
- ④ 据付要領書の照査
- ⑤ 機材の試運転、調整・試験及び検査要領書の照査
- ⑥ 機材の現場据付工事の監理と試運転、調整・試験及び検査の立会い

### 3) 労務監理

請負業者の安全管理責任者と十分に協議し、建設期間中の現場での労働災害及び、第三者に対する傷害並びに事故を未然に防止する。現場での安全監理に関する留意点は以下のとおりである。

- ① 作業に関する安全管理規定の制定と管理者の選任
- ② 工用車両、運搬機械等の運行ルート策定と安全走行の徹底
- ③ 労働者に対する福利厚生対策と休日取得の励行
- ④ 滞在期間中の保安対策

図 3-2-4 に本計画関係者の相互関係図を示す。



\*備考：コンサルタント契約及び業者契約は JICA の認証が必要である。

図 3-2-4 事業実施関係図

## (2) 施工監督者

請負業者は機材を調達・納入すると共に、据付工事を実施する。同工事実施のために、請負業者は請負契約に定められた工事工程、品質、出来形の確保並びに安全対策について、現地下請業者にもその内容を徹底させる必要があるため、請負業者は海外での類似業務の経験を持つ技術者を現地に派遣し、現地業者の指導・教育を行うものとする。

### 3-2-3-5 品質管理計画

調達機材が入札図書に明示されている技術仕様に適合するかの確認を船積み前工場検査で励行する。なお、現場施工時には、施工要領書に明示される施工管理基準に従って品質管理を行うものとする。

### 3-2-3-6 資機材等調達計画

本計画で調達予定機材は「ジ」国で製造されておらず、我が国及び一部の機材は第三国からの調達となる。表 3-2-4 に調達先一覧を示す。

表 3-2-4 資機材調達先一覧

番号	資機材名	調達先		
		日本	「ジ」国	第三国
1.	番組制作スタジオシステム	○	—	○
2.	ニューススタジオシステム	○	—	○
3.	主調整室システム	○	—	○
4.	方式変換システム	○	—	○
5.	取材用ニュース制作機材 (ENG)	○	—	○
6.	ENG用ポータブル照明セット	○	—	○
7.	ENG用ワイヤレスマイクロホン	○	—	—
8.	ノンリニア編集システム	○	—	○
9.	ノンリニア編集システム用アナウンスブース用機器	○	—	○
10.	1:1編集システム	○	—	○
11.	保守用道具	○	—	○
12.	消耗品	○	—	—

本計画を実施した場合、機材メーカーによる保証期間は1年間としている。また、「ジ」国側は、機材の適切な運用・維持管理を継続するために、本計画完了後に必要な消耗品等の購入費用を予算化し、運用していく必要がある。

### 3-2-3-7 初期操作指導・運用指導等計画

RTD では、これまでアナログ式機材を含む既設機材の運用維持管理を行っており、同機材の運用維持管理における特段の技術的問題は無い。しかし、本計画で整備するデジタル式の最新機材の運用・維持管理についてはRTDの経験が不十分である。このため、日本側調達機材の現地据付工事及び調整・試験後、同機材の操作方法、故障時の対応及び日常点検方法についての初期操作指導、並びにカメラ撮影から主調整室システムによる番組送出まで一連の運用方法について、日本人技術者による技術指導を行う必要がある。

### 3-2-3-8 実施工程

我が国無償資金協力ガイドラインに基づき、以下のとおりの事業実施工程とした。所要工期は、実施設計及び据付工事を含めて19.5ヶ月となる。



図 3-2-5 事業実施工程表

### 3-3 プロジェクトの運用維持管理計画

#### (1) 日常点検

近年の技術革新により、電子機器の信頼性及び耐久性が向上したことに加え、構成部品数の減少により、機材の不具合発生率は減少 向にある。こうした 向を受け、我が国でも機材の保守点検の頻度は減少 向にある。しかしながら、RTD が機材を長期にわたり有効活用するには、日常点検及び定期点検に必要な最低限の保守基準を策定し、機材の故障を未然に防ぐ体制を整える必要がある。本計画の調達機材の日常点検・定期点検の項目と、点検に必要な測定器を表 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 機材点検項目および必要機器

点検内容	点検項目	必要な測定器
日常点検・始業前点検	各種メーター及び故障表示等の目視点検及び映像・音声のテスト収録の確認	マルチフォーマットデジタル波形モニター
	接続部分の目視点検	工具キット
半年点検 (特性試験)	映像・音声機器の特性測定 (周波数特性・S/N)、み率、レベルダイアグラム	アナログ音声測定器、映像信号発生器、デジタルオシロスコープ
	電源他、各種電圧測定	デジタルテスター

## (2) 交換部品及び消耗品

本計画実施後の5年間にRTDが調達すべき交換部品と消耗品の内訳を表3-3-2、3-3-3にそれぞれ示す。放送局の運営上必要な消耗品のうち、主なものは、映像を記録するメディアである。記録メディアについては、これまでのVTRテープから、光ディスクやメモリーカードに移行している。さらに、最近の放送機材は、動部分が少ないことから、定量的に消耗する部品は減少する向にある。このため、本計画ではメディアのみを財務計画に反映した。なお、メディアについては3年目までは現在RTDが有している収録番組を新しいフォーマットに変換していくことから年間500本として算出した。4年目以降は、収録番組の比率が下がることが予想されるため、年間350本のメディア数とした。

表 3-3-2 交換部品

	単価(円)	1年		3年:		5年	
		数量(個)	金額(円)	数量(個)	金額(円)	数量(個)	金額(円)
ケーブル	10,000	10	100,000		0		0
マイク	20,000	5	100,000		0		0
イヤホン	5,000	10	50,000		0		0
ヘッドフォン	30,000	10	300,000		0		0
装置用電源D/D	800,000		0	3	2,400,000		0
装置用電源A/D	600,000		0	3	1,800,000		0
AVR/UPS	700,000		0			6	4,200,000
ENGバッテリー	180,000	1	180,000		0		0
ファンユニット	200,000		0	3	600,000		0
照明ランプ	500,000	1	500,000		0		0
スイッチ類コネクタ,その他	400,000	1	400,000		0		0
合計			1,630,000		4,800,000		4,200,000

表 3-3-3 消耗品

	単価(円)	2年目		3年:		4年以降	
		数量(個)	金額(円)	数量(個)	金額(円)	数量(個)	金額(円)
メディア(60 min)	10,000	500	5,000,000	500	5,000,000	350	3,500,000
CD-RW	100	100	10,000	100	10,000	100	10,000
DVD-RW	150	400	60,000	400	60,000	400	60,000
合計			5,070,000		5,070,000		3,570,000

### 3-4 プロジェクトの概算事業費

#### 3-4-1 協力対象事業の概算事業費

本協力対象事業を実施する場合に必要な事業費総額は、約 9.36 億円となり、先に述べた日本と「ジ」国との負担区分にもとづく双方の経費内訳は、以下に示す積算条件において、次のとおりと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

#### 3-4-1-1 日本国側負担経費 概算総事業費 約 926 百万円

費目		概算事業費（百万円）
機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 番組制作スタジオシステム</li> <li>● ニューススタジオシステム</li> <li>● 主調整室システム</li> <li>● 方式変換システム</li> <li>● 取材用ニュース制作機材（ENG）</li> <li>● ENG 用ポータブル照明セット</li> <li>● ENG 用ワイヤレスマイクロホン</li> <li>● ノンリニア編集システム</li> <li>● ノンリニア編集システム用アナウンスブース用機器</li> <li>● 1:1 編集システム</li> <li>● 保守用道具</li> <li>● 消耗品</li> </ul>	888
実施設計・調達監理		38

#### 3-4-1-2 「ジ」国負担経費 16.83 百万ジブチフラン（約 10.10 百万円）

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| ① OJT実施場所の提供：  | 900,000ジブチフラン（約0.54百万円）   |
| ② 既設機材、ケーブル等の撤去工事：   | 3,000,000ジブチフラン（約1.80百万円） |
| ③ RTD既設局舎の改修工事：<br>（、壁、仕切り、天、その他内装）                        | 7,000,000ジブチフラン（約4.20百万円） |
| ④ アナウンスブース（2式）及び仮設スタジオの提供：                                 | 1,200,000ジブチフラン（約0.72百万円） |
| ⑤ セパレート式エアコンの更新（既設編集室3箇所用）または<br>セントラル式エアコンの修理（既設編集室3箇所用）： | 2,000,000ジブチフラン（約1.20百万円） |
| ⑥ 機材の操作に必要な椅子及び備品棚の調達：                                     | 900,000ジブチフラン（約0.54百万円）   |
| 非常用発電機から編集室への配線工事：   | 300,000ジブチフラン（約0.18百万円）   |
| 予備費（上記1.～7.の合計の10%）：                                       | 1,530,000ジブチフラン（約0.92百万円） |

#### 3-4-1-3 積算条件

- 1) 積算時点 : 平成 20 年 11 月
- 2) 替交換レート : 1 US = 106.75 円  
: 1 DFJ（ジブチフラン） = 0.601 円
- 3) 施工・調達期間 : 詳細設計、機材調達・据付の期間は施工工程に示したとおり。



- 4) その他：積算は、日本国政府の無償資金協力の制度を踏まえて行うこととする。

### 3-4-2 運用維持管理費

#### 3-4-2-1 運用維持管理費の推定

##### (1) 運用維持管理費設定条件

本プロジェクトは、現在 RTD が保有しているテレビ番組制作機材のうち老朽化した機材を中心に機材を更新することを目的としている。運用維持管理費の算定にあたっては、以下の前提条件とする。

- ① 現在一日約 8 時間のテレビ放送時間内における自主制作番組の増加を目的とし、テレビ放送時間の拡大は未定のため考慮しない。
- ② 本プロジェクトで調達される機材は、現在使用中の建物内部に設置されるため、既設機材の撤去のための費用と既設局舎の一部レイアウト改修工事費等を除き、新機材のための新たな施設建設費は発生しない。

##### (2) プロジェクトの実施による維持管理費の増分

本プロジェクトの実施で増加が見込まれる直接的な維持管理費は、機材の交換部品及び消耗品である。この他、増分には機材の減価償 費が含まれるが、減価償 費は会計上必要な非資金的費用である。上記各費用積算の前提条件は以下のとおりとした。

###### 1) 機材の交換・補充部品及び消耗品

交換部品費は、毎年必要となるもの、3 年または 5 年に 1 回交換が必要になるものに分類して計上し（前掲表 3-3-2 参照）、消耗品費は毎年必要な記録メディア（CD-RW、DVD-RW 等含む）の購入代金を見込んだ。一方、現有機材の維持管理費については、2009 年までは過去 3 年間の平均値とし、2010 年には新機材の導入により前年の 10%減とし、2011 年以降は新機材の維持管理費と合わせて年率 3%増加するよう計上した。

###### 2) 減価償 費

RTD の会計システムに沿って、償 期間 10 年、定額法で計算した額を計上した。

集計の結果を表 3-4-1 に示す。非資金的費用の減価償 費を別にすれば、プロジェクト期間中の維持管理費の増分はピークが 2012 年の約 2 千万ジブチフラン、期間中平均では約 1 千 2 百万ジブチフランと推計された。

表 3-4-1 本プロジェクト実施による維持管理費の増分

(DJF)

費目	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
1. 交換・補充部品費	676,641	2,733,629	10,891,416	2,788,575	10,073,599	10,174,335	2,873,072	2,901,802	10,482,628	10,587,454
2. 消耗品費	0	2,191,818	8,502,760	6,047,022	6,107,493	6,168,568	6,230,253	6,292,556	6,355,481	6,419,036
<b>小計</b>	<b>676,641</b>	<b>4,925,447</b>	<b>19,394,176</b>	<b>8,835,597</b>	<b>16,181,092</b>	<b>16,342,903</b>	<b>9,103,325</b>	<b>9,194,358</b>	<b>16,838,109</b>	<b>17,006,490</b>
3. 減価償却費	131,522,248	131,522,248	131,522,248	131,522,248	131,522,248	131,522,248	131,522,248	131,522,248	131,522,248	131,522,248
<b>増分計</b>	<b>132,198,889</b>	<b>136,447,695</b>	<b>150,916,424</b>	<b>140,357,845</b>	<b>147,703,340</b>	<b>147,865,151</b>	<b>140,625,573</b>	<b>140,716,606</b>	<b>148,360,357</b>	<b>148,528,738</b>

以上に述べた機材の維持管理・運営に必要とされる費用の他に、本件実施により一時的に必要となる工事費等「ジ」国側負担経費は、3-4-1-2 項に記載したとおりであり、財務計画に反映させた。

### (3) プロジェクトの実施による費用の増分を含む財務計画の設定

前述のプロジェクトの実施による維持管理費の増分を含む RTD の財務計画については、以下に示す前提で推計した。なお、推計は、RTD の会計システムでは、機材の減価償 期間は 10 年であるので、2010 年に機材が引き渡されることを前提に、2010 年から次期機材更新が必要となる前年の 2020 年の前年に当たる 2019 年までの 10 年間とした。また、現在 RTD は、局内の技術レベルの向上を目標として、2009 年から 2011 年まで研修を予定している。同計画は今後更に延長の方向で検討中であるので、同研修に必要な研修費を見込んだ。更に予算計画では、研修に係る費用として、海外研修に毎年 2 名、ASBU 研修に毎年 5 名を含む研修費を計上した。推計の結果を表 3-4-2 に示す。

<u>項 目</u>	<u>算定方法</u>
1 広告収入	: 2009 年は過去 3 年 (2005 年～2007 年) の平均値とした。2010 年以降は、目標年 (2019 年) までの政府補助金の見込み額等を踏まえ、現状の運営体制で無理の無い収入 (構成比) を維持するために必要な広告収入の び率として、年率 5% で設定した。(詳細は 3-4-2-2(3) 項参照)
2 海外ラジオ放送手数料	: 上記同様、年率 5% の増加とした。
3 ラジオ周波数管理費 (「ジ」国政府の周波数管理費の一部を計上)	: 2008 年度予算に計上された額を定額として計上した。
4 番組制作 価額 (RTD の自主制作番組に対し、非現金収入であるが経営管理上計上している)	: 上記同様、2008 年度予算に計上された額を定額として計上した。
5 政府補助金	: 2005 年～2008 年の実績に基づき、3 年毎に 5% 増加されるものと仮定した。
6 電気代、水道代、電話代に 対する政府補助金	: 必要経費相当額を見込んだ。
7 機材等 価額 (政府補助金取 額)	: 新規機材については 2010 年からは毎年政府補助金取 額として減価償 費相当額を計上した。一方、2009 年以降については、既設機材の資産価値減少分 (年額約 53 百万フラン、10 年間) を考慮した。
8 人件費	: 過去 3 年 (2005 年～2007 年) の平均値に対し、年率 2% <sup>1</sup> で増加するものとした。
その他の運営費	: 広告収入等に対する税金について年率 2% <sup>1</sup> の増加とした以外、他の項目は年率 3% <sup>1</sup> の増加とした。

<sup>1</sup> 世銀レポート「Project Appraisal Document on a Proposed Credit to the Republic of Djibouti for a Power Access & Diversification Project, Report No: 31974-DJ」で設定された年率による。



### 3-4-2-2 財務分析

#### (1) 財務分析の目的

財務分析の目的は、プロジェクトの実施による維持管理費の増分を考慮した RTD の財務計画を分析し、既存の運営体制で今後無理なく機材の運用・維持管理が実行されるかどうかを検証することである。

#### (2) 機材の維持管理費の増分に対する負担能力

2005 年から 2019 年までの機材の維持管理費の推移を表 3-4-3 に示す。新規機材の維持管理費は、2010 年度後期から発生する。新機材の維持管理費増分が年度毎に増減している理由は、3 年、5 年間に追加的な交換部品が必要になるためである。また、毎年の支出（減価償費を除く）に占める機材の維持管理費の割合は概ね 3%～6%程度と であり、2005 年から 2007 年度の実績に比べて著しく総コストを引き上げるものでない。「ジ」国側はこのような支出増加に対して必要な予算の確保は可能としており、RTD の運営維持管理について問題はないと考えられる。

表 3-4-3 機材の維持管理費

費目	(年)	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
A. 機材の維持管理費		13,301	17,185	29,181	12,000	19,889	19,114	23,916	38,954	28,982	36,932	37,717	31,118	31,870	40,194	41,063
A-1. 既設機材分		13,301	17,185	29,181	12,000	19,889	18,437	18,990	19,560	20,147	20,751	21,374	22,015	22,675	23,356	24,056
A-2. 本計画調達機材による増分		0	0	0	0	0	677	4,925	19,394	8,836	16,181	16,343	9,103	9,194	16,838	17,006
B. 減価償却費を除く支出計		494,382	534,529	605,121	548,200	605,482	636,097	639,007	669,370	675,119	699,199	716,531	726,911	745,082	771,280	790,488
支出に占める維持管理費の割合(A/B)		2.7%	3.2%	4.8%	2.2%	3.3%	3.0%	3.7%	5.8%	4.3%	5.3%	5.3%	4.3%	4.3%	5.2%	5.2%

#### (3) 収益性

RTD の運営資金の 50%以上は国家から出されている。政府補助金を受けている RTD は、国の支配下にあり、基本的に営利を目的としない公共放送である。従って、企業の経営活動に対して一般的に行われる収益性、安全性或いは効率性といった度からの分析は必要としないが、放送という行政サービスの費用対効果を明らかにするため、本プロジェクトにおいても、損益計算書及びバランスシート（貸借対照表）の作成を通じて簡単な考察を行った。

##### 1) 損益計算書

2019 年までの損益計算書上の収支バランスは、表 3-4-4 に示すとおり、2010 年と 2012 年を除き、毎年の収支は かに 字となる。2010 年度の赤字は、この年に本プロジェクトの実施に必要な「ジ」国側負担工事費等を「機材費」に計上しているためである。また、2012 年度の赤字は、この年度が 3 年目の部品交換時期に当たるため、機材費の負担が重くなっていることによる。

表 3-4-4 収支バランス

	実績			本年度			将来予測									
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
総収入	565,785,776	641,609,483	657,056,424	693,200,000	724,072,680	866,889,515	888,655,589	900,913,928	913,686,264	940,120,330	953,989,904	968,444,865	997,292,489	1,012,997,506	1,029,369,657	
総支出	631,177,164	688,144,407	767,189,899	678,200,000	708,501,625	870,639,516	871,049,020	901,411,827	907,161,581	931,240,840	948,573,333	958,953,161	977,124,458	1,003,321,800	1,022,529,920	
収支差	-65,391,388	-46,534,924	-110,133,475	15,000,000	15,571,055	-3,750,001	17,606,569	-497,898	6,524,683	8,879,489	5,416,571	9,491,704	20,168,031	9,675,706	6,839,737	

表 3-4-5 は、2010 年度、2012 年度、2015 年度及び 2019 年度における収入・支出データである。比較のため、2005 年～2007 年度及び 2008 年度予算データを付記した。

収入については、現状と較べて、広告収入のウェイトが現状（2005 年～2007 年度平均）の 14% から 2019 年には 17%まで高まる。一方、政府補助金は将来にわたって依然として RTD の活動に欠かせないものであるが、その収入に占めるウェイトは、2005 年～2007 年度平均である 57%から 2019 年には 55%となり、かであるが減少する。一方、支出面では、プロジェクトの実施による機材の維持管理費の増分はあるが、現状に較べて支出の構成比に大幅な変化は見込まれない。

表 3-4-5 主要な財務データ

	2005-2007		2008		2010		2012		2015		2019	
	Amount	%	Amount	%	Amount	%	Amount	%	Amount	%	Amount	%
<b>収入(現金乃至現金相当収入のみ)</b>	<b>1,141,516,940</b>	<b>100%</b>	<b>370,000,000</b>	<b>100%</b>	<b>412,282,695</b>	<b>100%</b>	<b>439,059,171</b>	<b>100%</b>	<b>476,388,935</b>	<b>100%</b>	<b>528,479,423</b>	<b>100%</b>
広告収入	165,452,627	14%	48,000,000	13%	56,583,672	14%	62,383,498	14%	72,216,697	15%	87,779,846	17%
海外ラジオ放送手数料	236,282,922	21%	49,000,000	13%	82,699,023	20%	91,175,673	21%	105,547,238	22%	128,293,327	24%
ラジオ周波数管理費	92,000,000	8%	23,000,000	6%	23,000,000	6%	23,000,000	5%	23,000,000	5%	23,000,000	4%
政府補助金	647,781,391	57%	250,000,000	68%	250,000,000	61%	262,500,000	60%	275,625,000	58%	289,406,250	55%
<b>支出(非資金的経費を除く)</b>	<b>1,634,032,170</b>	<b>100%</b>	<b>548,200,000</b>	<b>100%</b>	<b>636,097,347</b>	<b>100%</b>	<b>669,369,658</b>	<b>100%</b>	<b>716,531,164</b>	<b>100%</b>	<b>790,487,751</b>	<b>100%</b>
電気、水道、電話大	466,207,723	29%	133,200,000	24%	160,064,652	25%	169,812,589	25%	185,558,801	26%	208,848,065	26%
機材交換部品・予備品及び消耗品費	59,666,883	4%	12,000,000	2%	19,113,708	3%	38,954,060	6%	37,716,517	5%	41,062,680	5%
研修費	16,720,930	1%	3,000,000	1%	7,210,000	1%	7,649,089	1%	8,358,366	1%	9,407,415	1%
人件費	664,300,606	41%	259,000,000	47%	279,594,374	44%	291,844,154	44%	311,263,739	43%	339,246,218	43%
その他の経費	427,136,028	26%	141,000,000	26%	170,114,613	27%	161,109,766	24%	173,633,741	24%	191,923,373	24%

2) 貸借対照表

2019 年度までの貸借対照表(推計)を表 3-4-6 に示す。政府補助金を毎年取り出すことにより、純資産価値が次減少するものの、純資産比率において 2019 年度でなお 76%強有り、財政基盤は堅持されている。

表 3-4-6 貸借対照表(推計)

科目	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
固定資産	2,783,822,145	4,099,044,625	4,187,822,145	4,187,822,145	4,187,822,145	4,187,822,145	4,187,822,145	4,187,822,145	4,187,822,145	4,187,822,145	4,187,822,145
減価償却累計額	△1,086,572,725	△1,321,114,894	△1,553,157,063	△1,785,199,232	△2,017,241,401	△2,249,283,570	△2,481,325,739	△2,713,367,908	△2,945,410,077	△3,177,452,246	△3,409,494,415
固定資産計	1,697,249,420	2,777,929,731	2,634,665,082	2,402,622,913	2,170,580,744	1,938,538,575	1,706,496,406	1,474,454,237	1,242,412,068	1,010,369,899	778,327,730
流動資産	340,213,331	386,463,330	454,069,899	503,572,001	560,096,684	618,976,173	674,392,744	733,884,448	804,052,479	863,728,185	920,567,924
流動資産計	340,213,331	386,463,330	454,069,899	503,572,001	560,096,684	618,976,173	674,392,744	733,884,448	804,052,479	863,728,185	920,567,924
資産合計	2,037,462,751	3,164,393,061	3,088,734,981	2,906,194,914	2,730,677,428	2,557,514,748	2,380,889,150	2,208,338,685	2,046,464,547	1,874,098,084	1,698,895,654
資本	1,672,278,268	1,672,278,268	1,672,278,268	1,672,278,268	1,672,278,268	1,672,278,268	1,672,278,268	1,672,278,268	1,672,278,268	1,672,278,268	1,672,278,268
政府補助金	997,008,125	2,312,230,605	2,401,008,125	2,401,008,125	2,401,008,125	2,401,008,125	2,401,008,125	2,401,008,125	2,401,008,125	2,401,008,125	2,401,008,125
政府補助金取崩額	△578,086,436	△762,628,605	△944,670,774	△1,126,712,943	△1,308,755,112	△1,490,797,281	△1,672,839,450	△1,854,881,619	△2,036,923,788	△2,218,965,957	△2,401,008,125
政府補助金残高	418,921,689	1,549,602,000	1,456,337,351	1,274,295,182	1,092,253,013	910,210,844	728,168,675	546,126,506	364,084,337	182,042,168	0
損失準備金	4,568,629	4,568,629	4,568,629	4,568,629	4,568,629	4,568,629	4,568,629	4,568,629	4,568,629	4,568,629	4,568,629
公債	33,914,638	33,914,638	33,914,638	33,914,638	33,914,638	33,914,638	33,914,638	33,914,638	33,914,638	33,914,638	33,914,638
繰越損失	△504,844,700	△489,273,645	△493,023,646	△475,417,077	△475,914,975	△469,390,292	△460,510,803	△455,094,232	△445,602,528	△425,434,497	△415,758,791
当期損益	15,571,055	△3,750,001	17,606,569	△497,898	6,524,683	8,879,489	5,416,571	9,491,704	20,168,031	9,675,706	6,839,738
純資産計	1,640,409,579	2,767,339,889	2,691,681,809	2,509,141,742	2,333,624,256	2,160,461,576	1,983,835,978	1,811,285,513	1,649,411,375	1,477,044,912	1,301,842,482
流動負債	397,053,172	397,053,172	397,053,172	397,053,172	397,053,172	397,053,172	397,053,172	397,053,172	397,053,172	397,053,172	397,053,172
純資産・負債計	2,037,462,751	3,164,393,061	3,088,734,981	2,906,194,914	2,730,677,428	2,557,514,748	2,380,889,150	2,208,338,685	2,046,464,547	1,874,098,084	1,698,895,654
純資産比率	80.51	87.45	87.15	86.34	85.46	84.48	83.32	82.02	80.60	78.81	76.63

### 3-5 協力対象事業実施に当たっての留意事項

#### 3-5-1 免税措置について

本計画で調達する資機材における「ジ」国での免税手続きは、以下の手順で進められる。免税措置の遅れが本計画の進捗に影響を及ぼさないように留意が必要である。

- ① E/N 締結後、RTD が上位機関である通信文化省 (Minist re de la Communication et de la Culture: 以下 MCC と称す) へ免税申請を行う。
- ② MCC が大統領府へ同申請を提出する。
- ③ 大統領府が、首相及び財務大 へ同免税措置の承認申請をする。
- ④ 首相及び財務大 の同承認後、大統領府が財務省及び RTD へ免税承認レターを発行する。
- ⑤ RTD が同免税承認レターを日本側請負業者へ通知する。
- ⑥ 日本側調達業者のジブチ港での通関時に、日本側請負業者が同免税承認レターを税関に提出し、資機材の免税を受ける。

#### 3-5-2 予備品購入計画

本計画を実施した場合、機材メーカーによる保証期間は 1 年間としており、「ジ」国側は本計画完了後の 1 年後以降に必要な予備品・消耗品の購入費用を予算化し、運用していく必要がある。

## 第4章 プロジェクトの妥当性の検証

## 第 4 章 プロジェクトの妥当性の検証

### 4-1 プロジェクトの効果

現状と問題点	本計画での対策 (協力対象事業)	計画の効果・改善程度
<p>情報格差</p> <p>RTD は同国で唯一の公的放送機関として教育や保健などの啓蒙など全国民への情報伝達という役割を担っているが、機材の老朽化から更新部品の購入が困難となり、テレビ放送の継続が、困難な状況となっている。</p>	<p>以下の放送機材を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番組制作スタジオシステム</li> <li>・ ニューススタジオシステム</li> <li>・ 主調整室システム</li> <li>・ 方式変換システム</li> <li>・ 取材用ニュース制作機材 (ENG)</li> <li>・ ENG 用ポータブル照明セット</li> <li>・ ENG 用ワイヤレスマイクロホン</li> <li>・ ノンリニア編集システム</li> <li>・ ノンリニア編集システム用アナウンスブース用機器</li> <li>・ 1:1 編集システム</li> <li>・ 保守用道工具</li> <li>・ 消耗品</li> </ul>	<p>(1) 直接効果</p> <p>1) テレビ放送の継続</p> <p>本プロジェクト実施により機材が新しくなり、修理の際の部品が購入可能となる。このため、テレビ放送を継続して行う事が可能となる。</p> <p>2) 記録映像保管の安定化・省スペース化</p> <p>RTD 放送機材は、これまでのアナログからデジタルに移行される。映像をデジタル信号で記録できることから、①長期間の保管が可能となる。②圧縮することにより保管スペース少なくなる、などメリットがある。</p> <p>3) 伝送方法の拡大</p> <p>映像記録のデジタル化により、インターネットなどを利用して伝送が可能となる。また、DVD 等による配布も可能となる。</p> <p>4) 番組制作の効率向上</p> <p>機材のデジタル化により、番組制作の効率が向上し、現在処理しきれない国民教育省や保健省などから依頼される番組制作が、対応可能となる。</p> <p>また、機材の不足が解消し、現在年に 40 本制作している啓蒙普及番組が、実施後 3 年を目途に 50 本制作可能となる。</p> <p>(2) 間接効果</p> <p>番組制作の質・量が向上し、視聴者参加番組など、公共放送局として多様なテレビ番組内容を国民に提供が可能となる。また、災害や地方のニュースなどが迅速に伝わり、国民生活向上に裨益する。</p>

### 4-2 課題・提言

本プロジェクトを計画どおり推進するため、「ジ」国側は以下の事項を実行する必要がある。

#### (1) 要員・研修の確保

RTD は、現在およそ 8 時間の放送時間である。将来的にはテレビ放送時間は増加すると想定されるが、実施に際しては番組制作能力の向上を図り、質の高い番組を国民に提供するため、必要な要員を確保する必要がある。また、あわせて必要な研修を確実に実施し、職員の能力向上を図る。



## (2) 「ジ」国負担事項の実施

- 1) 荷揚げ港での免税措置及び通関手続き
- 2) プロジェクト・サイトにおける一時保管場所の提供
- 3) OJT 実施場所の提供
- 4) 既設機材、ケーブル等の撤去工事
- 5) RTD 既設局舎の改修工事
- 6) アナウンスブース及び仮設スタジオの提供
- 7) セパレート式エアコンの更新またはセントラル式エアコンの修理
- 8) 機材の操作に必要な椅子及び備品棚の調達
- 9) 非常用発電機から編集室への配線工事
- 10) 試験放送の実施
- 11) 電源、電話回線及び水道の確保

## (3) 更新機材の取扱に関する技術の取得

我が国側機材調達業者の施工時に、「ジ」国側の必要な技術者に対して、放送機材に関する取扱や専門知識に関する訓練を実施し、運用維持管理や将来の放送計画に備える。そのために必要な職員が訓練に参加できるように取り計らう。

## (4) 運用維持管理の実施

本計画で調達する放送機材を含めた機材に必要な補修部品の入手を行い、放送事故の防止と機材の寿命の延命を図るため、適切な部品交換を行う。

## (5) 建物の維持

現在の維持管理体制を継続し、局舎を維持する。また番組制作環境や機材周囲条件に配慮し、電源や空調の品質に留意する。

## (6) 啓蒙番組制作の推進

現在 RTD で進めている研修を実践し、職員のスキル向上を図ることで、教育や保健などの啓蒙普及番組の制作を促進する。

### 4-3 プロジェクトの妥当性

本プロジェクトの妥当性に係る検討結果を以下に記す。検討の結果、本プロジェクトを我が国無償資金協力にて実施することは妥当と判断される。

#### (1) 情報の伝達に対する政府の基本政策

「ジ」国の開発は、2004 年に PRSP を基本理念として国家開発計画が進められており、重要課題として貧困削減、識字率削減など教育及び保健衛生の啓蒙が求められている。RTD としては、「ジ」国の法律 (LOI No42/AN/99/4L Portant creation dun etablissement public denomme Radio Television de Djibouti 「ジブチ・ラジオテレビ放送局公共施設設立にかかわる関係法」) により国民に啓蒙するた

めの放送が義務付けられている。同法律第3項に基づき、各省との協力の下で番組制作を行っている。

## (2) 放送番組の継続と質の向上

本計画により老朽化により修理用部品の購入が困難となったことから、放送継続が困難となっている機材が更新されることで、これまでの公共放送が継続する事が可能となる。また主調整室等の機材がこれまでのアナログからデジタルに変更されることで、長期間の番組保管、DVD等のメディアへの記録、映像の伝送及び番組編集の効率化が可能となる。このため、啓蒙普及のための情報を迅速に国民に提供されることで、国民の生活向上に資することがこれまで以上に期待できる。

## (3) 維持管理能力

RTDは、1991年に我が国が無償資金協力により建設した放送局舎及び整備した機材の維持管理を行ってきており、「ジ」国国民に教育及び保健など、貴重な情報を提供してきた。また、将来に渡って維持管理に必要な技術レベルを確保するため自助努力により社内・社外研修計画を立案し実施している。本件実施後も既存の体制を維持することで十分維持管理が可能であり、費用についても政府補助金及び営業収入から十分に賄われると判断できる。

## (4) 環境への配慮

本プロジェクトで調達される機材は、主調整室及び2つのスタジオを中心とした機材の更新であり、撤去機材をシステム切替工事期間中の仮設用として利用した後、研修用等に転用する計画であり、環境への影響はない。

## 4-4 結 論

本プロジェクトは、前述のように大きな効果が期待されると同時に、「ジ」国国家計画の推進、延いては教育、保健といった国民全体の生活環境の向上に資するものであることから、我が国無償資金協力を実施することは妥当である。さらに、本プロジェクトの運用維持管理についても、相手国側の体制は、人員、資金共に確保される見込みである。

本プロジェクトが、より円滑かつ効果的に実施されるためには、以下の点が改善整備される必要がある。

- ① 要員の研修等により、運用維持管理体制を継続すること。
- ② デジタル化された放送機材の操作や修理等の運用維持管理技術が、当該セクター職員に移転されること。

## 資料－1 調査団員・氏名

## 添付資料

### 1. 調査団員氏名、所属

氏名	担当業務	現職
内藤 智之	総括	独立行政法人 国際協力機構 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第二課長
増田 吉朗	計画管理	独立行政法人 国際協力機構 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第三課
田中 清房	業務主任/テレビ放送計画	八千代エンジニアリング(株)
小林 辰哉	副業務主任/運営実施体制/ 調達計画/積算	八千代エンジニアリング(株)
和田 益雄	放送機材計画/維持管理計画	八千代エンジニアリング(株)
山崎 順吉	財務分析	八千代エンジニアリング(株)
小林美和子	通訳	八千代エンジニアリング(株)

## 資料－2 調査日程

## 2. 調査日程

No.	月日	曜日	調査内容					宿泊地	
			官ベース	業務主任/ テレビ放送計画	副業務主任/運営実施体制 /調達計画/積算	機材計画/ 維持管理計画	財務		通訳
			(団長)	田中 清房	小林 辰哉	和田 益雄	山崎 順吉		小林美和子
1	10月26日	日		移動[羽田(19:55) JL185 → 関西(21:10)] 移動[関西(23:15) JL5099 → ドバイ(05:55+1)]					機中
2	10月27日	月		・ドバイ国放送機材に係る維持管理用資材、メンテナンスサービス状況等の市場調査					ドバイ
3	10月28日	火		移動[ドバイ(08:25) EK723 → アドイスアババ(11:35)] ・在エチオピア日本国大使館(EOJ)表敬、調査日程等の説明・協議(JICAエチオピア事務所合同)					アドイスアババ
4	10月29日	水		移動[アドイスアババ(10:30) ET306 → ジブチ(11:50)] ・ジブチ国営放送局(RTD)とのインセプションレポート、質問表、調査日程、便宜供与等の説明・協議					ジブチ
5	10月30日	木		・RTD総裁表敬、インセプションレポート、質問表等の説明・協議 ・外務省二国間局長表敬、インセプションレポート、調査日程等の説明・協議(JICAジブチ事務所合同) ・JICAジブチ事務所との打合せ ・RTD既設放送設備状況調査					ジブチ
6	10月31日	金		・資料整理、団内協議					ジブチ
7	11月1日	土		・RTDの番組制作、運営維持管理体制等調査 ・局内温湿度、電圧測定(2日間)					ジブチ
8	11月2日	日		・RTD地方送信所調査(ドラ送送信所及びアル送送信所) ・港湾状況、輸送事情調査					ジブチ
9	11月3日	月		・RTD財務状況調査 ・RTDとの本計画実施体制、先方負担事項、免税措置等に係る協議 ・RTDとの機材計画内容及び据付場所に係る協議 ・現地工事業者への見積手配					ジブチ
10	11月4日	火	日本発	・RTD人事部長との協議 ・RTDとの機材計画内容及び据付場所に係る協議					ジブチ
11	11月5日	水	ジブチ着(12:45) 団内協議	・RTDとの機材計画内容及び据付場所に係る協議 ・RTD財務部長及び番組制作部長との協議 ・団内協議					ジブチ
12	11月6日	木		・RTD既設放送設備状況調査 ・RTDとのM/D協議 ・団内協議					ジブチ
13	11月7日	金		・資料整理、団内協議					ジブチ
14	11月8日	土		・RTD総裁表敬、M/D協議					ジブチ
15	11月9日	日		・RTDとのM/D協議					ジブチ
16	11月10日	月		・通信・文化省表敬 ・日本総領事表敬 ・外務省二国間局長表敬					ジブチ
17	11月11日	火		・国民教育省表敬 ・M/D署名					ジブチ
18	11月12日	水		・教育情報研究センター(CRIPEN)訪問 移動[ジブチ(18:20) ET307 → アドイスアババ(19:30)]					アドイスアババ (田中、小林) ジブチ (他団員)
19	11月13日	木		・JICAエチオピア事務所報告 ・EOJ報告 ・アドイスアババ発 移動[アドイスアババ(16:15) ET316 → ジブチ(17:30)]					ジブチ
20	11月14日	金	日本着	・地方受信状況調査					ジブチ
21	11月15日	土		・保健省表敬 ・RTDとのフィールドレポートに係る協議					ジブチ
22	11月16日	日		・ジブチ電力公社(EDD)訪問 ・RTDとのフィールドレポートに係る協議					ジブチ
23	11月17日	月		・RTDとのフィールドレポートに係る協議 ・補足調査					ジブチ
24	11月18日	火		・同上					ジブチ
25	11月19日	水		・同上					ジブチ
26	11月20日	木		・RTDからのフィールドレポートの承認取得					ジブチ
27	11月21日	金		・資料整理、団内協議					ジブチ
28	11月22日	土		・JICAジブチ事務所へ調査結果報告等 移動[ジブチ(18:20) ET317 → アドイスアババ(19:30)]					アドイスアババ
29	11月23日	日		・資料整理、団内協議					アドイスアババ
30	11月24日	月		・EOJへ調査結果報告 ・市場調査 移動[アドイスアババ(19:35) EK724 → ドバイ(00:35+1)]					機中
31	11月25日	火		移動[ドバイ(02:50) EK316 → 関西(16:40)] 移動[関西(19:15) EK6252 → 羽田(20:25)]					

### 資料－3 関係者（面会者）リスト

### 3. 関係者(面会者)リスト

#### Liste des personnes concernées

<u>所属及び氏名</u> Organisme / Nom et prénom	<u>職位</u> Poste
<b>外務省</b> <b>Ministère des Affaires Etrangères et de la Coopération Internationale</b>	
M. Mohamed Ali Hassan	二国間協力局長 Directeur des Relations Bilatérales
M. Abdoukader Houssein Omar	顧問 Conseiller
<b>通信・文化省</b> <b>Ministère de la Communication et de la Culture</b>	
M. Ali Abdi Farah	大臣 Ministre de la Communication et de la Culture, chargé de la Poste et des Télécommunications Porte-Parole du Gouvernement
<b>国民教育省</b> <b>Ministère de l'Education Nationale et de l'Enseignement Supérieur</b>	
M. Mahdi Mahamoud Issé	監査官 Inspecteur Général de l'Education, Secrétaire Exécutif du CSE
<b>保健省</b> <b>Ministère de la Santé</b>	
Mme. Moumina Houmed Hassan	保健促進局長 Directrice de la Promotion de la Santé
M. Abdourahman Mohamed	計画・国際協力調査局長 Directeur des Etudes de la Planification et de la Coopération Internationale
<b>教育・情報研究センター</b> <b>Centre de Recherche, d'Information et de Production de l'Education Nationale</b>	
M. Ali Ragueh Bouh	通信部長 Directeur Communication
M. Abdi Daher Bouraleh	ラジオ TV 部長 Chef de Service Radio et TV
M. Said Nour Hassan	資料検索・情報処理部長 Chef de Service Recherche Documentaire et Informatique
<b>ジブチ ラジオ・テレビ放送局(RTD)</b> <b>Radiodiffusion Télévision de Djibouti (RTD)</b>	
M. Abdi Atteyeh Abdi	総裁 Directeur Général



M. Mohamed Mousseid Yahya	技術サービス部長 Chef de Service Technique
M. Guedi Abdoukader	技術サービス部長補佐 Chef adjoint de Service Technique
M. Khaled Aboud Moubarak	TV 放送部長 Chef de centre TV
M. Djibril Moussa	ラジオ放送部長 Chef de centre Radio
M. Douale Ahmed	送信部長(ラジオ、テレビ) Chef de Service Transmetteur (Radio et TV)
M. Abdoukader Bourhan Kanano	営業技術部長 Chef de Service Technico-commercial
M. Ibrahim Sy Omar	番組制作部長 Chef de Centre de Production
M. Ali Adabo Kako	財務部長 Agent Comptable
M. Saad Ismael Ibrahim	人事部長 Chef de Service Ressources humaines
M. Moustapha Abdi Souleiman	営業部長 Chef de Service Commercial
M. Houda Ali Abdi	アーカイブ担当 Archiviste
M. Saad Houssein	番組プログラム部長 Directeur des Programmes

**ジブチ電力公社**

**Electricité De Djibouti(E.D.D)**

M. Ismael Diallo Lamarana	Directeur du projet d'interconnection électrique Djibouti-Ethiopie ジブチ-エチオピア間電力連係計画局長
---------------------------	---

**国際連合児童基金ジブチ事務所**

**UNICEF/Djibouti**

M. Georges Gonzales	次長 Représentant Adjoint
M. Omar Habib Abdoulmalik	コミュニケーション専門家 Communication spécialiste

**在エチオピア日本国大使館**

**Ambassade du Japon en l'Ethiopie**

M. Kinichi Komano	特命全権大使 Ambassadeur extraordinaire et plénipotentiaire
M. Kazuyuki Takenaka	二等書記官 Second secrétaire

在ジブチ日本国領事館  
**Consulat du Japon à Djibouti**

M. Mourad Farah

日本名誉総領事  
Consul Général Honoraire du Japon

**JICA エチオピア事務所**  
**Bureau JICA en Ethiopie**

M. Naoki Ando

次長  
Représentant adjoint

Mme. Yumiko Yamakawa

教育支援アドバイザー  
Conseillère éducative

**JICA ジブチ支所**  
**Bureau JICA à Djibouti**

M. Hidekazu Tanaka

所長  
Représentant résident

資料－4 討議議事録 (M/D)

#### 4. 討議議事録 (MD)


**Procès-verbal des discussions**  
**Etude du concept de base pour le projet de réhabilitation des équipements pour la production de programmes du perfectionnement de l'éducation, de la santé et de l'éclaircissement en République de Djibouti**


Le Gouvernement du Japon a décidé l'exécution d'une Etude du concept de base pour le Projet de Réhabilitation des Equipements pour la Production de Programmes à la Station de Radiodiffusion-Télévision (désigné ci-dessous en abrégé "le Projet") en République du Djibouti (désignée ci-dessous en abrégé "Djibouti") et a confié cette étude à l'Agence japonaise de coopération internationale (désignée ci-dessous en abrégé "la JICA").

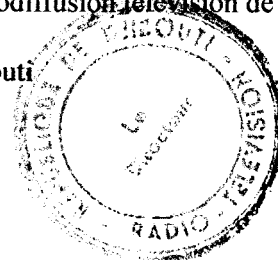
La JICA a délégué à Djibouti du 29 octobre au 22 novembre 2008, une mission d'Etude du concept de base (désignée ci-dessous en abrégé "la Mission"), conduite par M. NAITO Tomoyuki, Chef Division Transport et ICT 2, Département Infrastructure Economique de la JICA.

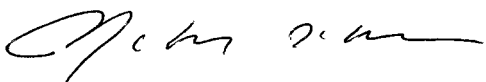
La Mission a eu des concertations avec les responsables concernés du Gouvernement de Djibouti et a exécuté l'étude sur terrain. Au cours de leurs discussions et l'étude sur terrain, les deux parties ont confirmé les éléments majeurs indiqués dans les annexes. La Mission continuera ses travaux et établira le Rapport de l'étude du concept de base.

Fait à Djibouti, le 11 novembre 2008

  
\_\_\_\_\_  
NAITO Tomoyuki  
Chef de mission  
Mission de l'Etude du concept de base  
Agence japonaise de coopération internationale  
Japon

  
\_\_\_\_\_  
Abdi Atteyeh Abdi  
Directeur de la Radiodiffusion télévision de  
Djibouti  
République de Djibouti



  
\_\_\_\_\_

Mohamed Ali Hassan  
Directeur des Relations Bilatérales  
Ministère des Affaires Etrangères et de la  
Coopération Internationale  
République de Djibouti

## DOCUMENTS JOINTS

### 1. Objectif du Projet

L'objectif du présent Projet est d'approvisionner les équipements pour la production de programme à la Radiodiffusion télévision de Djibouti et de promouvoir la sensibilisation des habitants principalement pour l'éducation et la santé dans ledit pays.

### 2. Site du projet

Le site du projet est indiqué dans l'**Annexe-1**.

### 3. Organismes de tutelle et d'exécution

Le Ministère de la Communication et de la Culture est l'organisme de tutelle, la Radiodiffusion télévision de Djibouti (désignée ci-dessous en abrégé "RTD") est l'organisme d'exécution. L'organigramme de la RTD est donné dans l'**Annexe-2**.

### 4. Articles requis par le Gouvernement de Djibouti (indiqués en anglais)

- a. Production Studio System (y compris les équipements d'éclairage)
- b. News Studio System
- c. Master Control System
- d. Format Conversion System
- e. Field Recording (ENG) System
- f. Video Non-Linear Editing System
- g. 1 : 1 Editing System
- h. Back Up Power Supply (AVR, UPS)
- i. Maintenance Equipment and Tools

La JICA évaluera la convenance de la requête et recommandera son approbation au Gouvernement du Japon.

### 5. Système de la Coopération financière non-remboursable

La Mission a expliqué le système de la Coopération financière non-remboursable du Gouvernement du Japon figurant dans l'**Annexe-3** et les mesures principales à prendre par le Gouvernement de Djibouti figurant dans l'**Annexe-4**. Et la partie djiboutienne les a compris.

### 6. Calendrier de l'étude

- (1) La Mission (Membres de Consultants) continuera l'étude sur terrain à Djibouti jusqu'au 22 novembre 2008.
- (2) La JICA établira le rapport abrégé du concept de base en français et donnera son explication en le faisant parvenir à Djibouti par l'intermédiaire de l'Ambassade du Japon en Ethiopie jusqu'à la fin février 2009.
- (3) Si la partie djiboutienne accepte en principe la teneur du rapport, la JICA établira le rapport de l'étude du concept de base et le fera parvenir à la partie djiboutienne jusqu'au mois d'avril 2009.

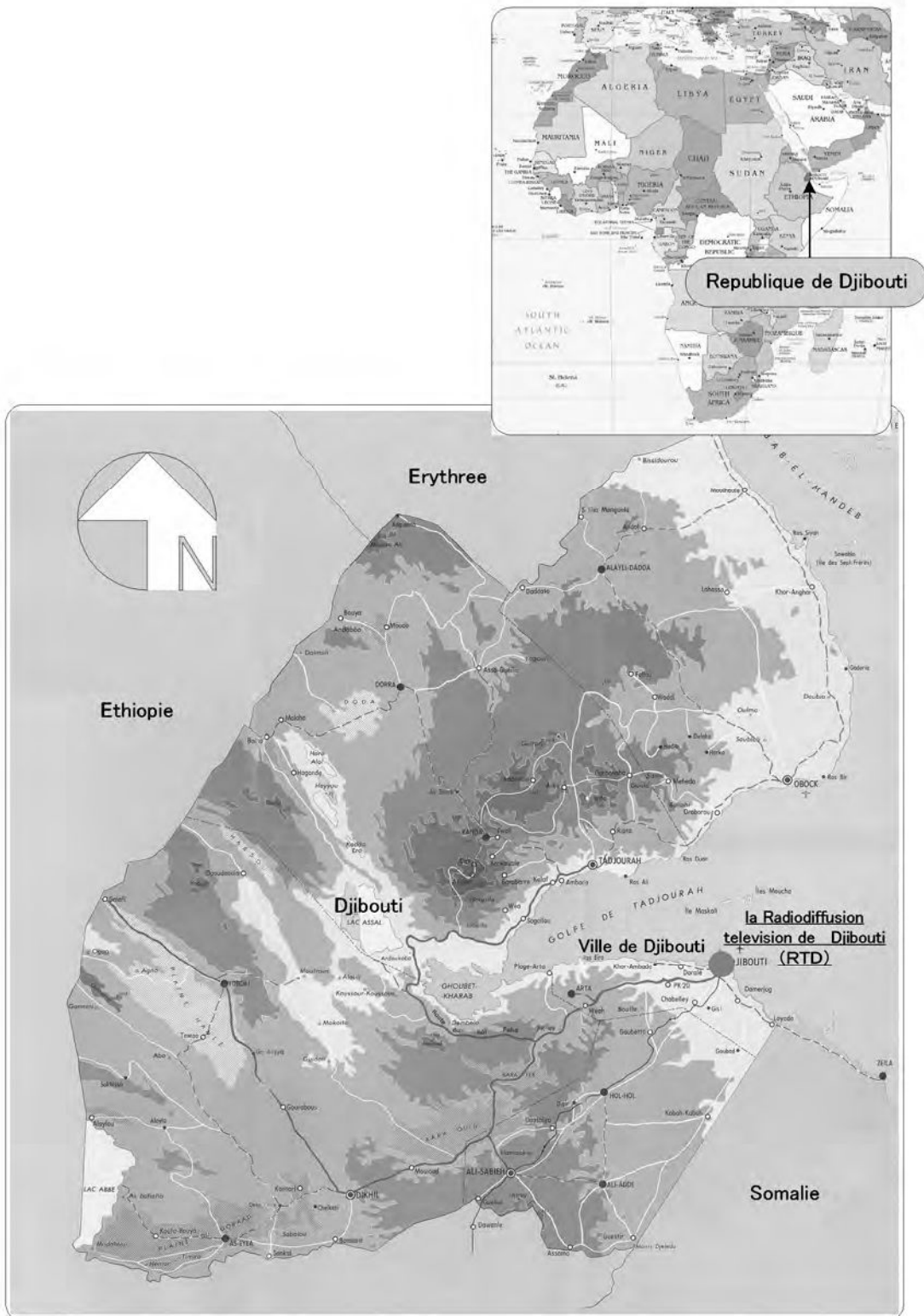
### 7. Autres points à discuter

- (1) La partie djiboutienne a consenti à disposer des homologues pour les membres de la Mission pendant leur séjour à Djibouti.
- (2) La partie djiboutienne a consenti à fournir les documents concernés et les matériels nécessaires et à préparer les réponses au Questionnaire présenté par la Mission jusqu'au 12 novembre 2008.
- (3) La partie djiboutienne a consenti à assurer les autorisations de prendre des photographies et de pénétrer dans les lieux interdits pour la bonne exécution de l'Etude, si nécessaire, autant que possible.
- (4) La partie djiboutienne a promis de prendre toutes les mesures nécessaires pour assurer la sécurité

des membres de la Mission. La Mission devra également observer les règlements concernant la sécurité à Djibouti.

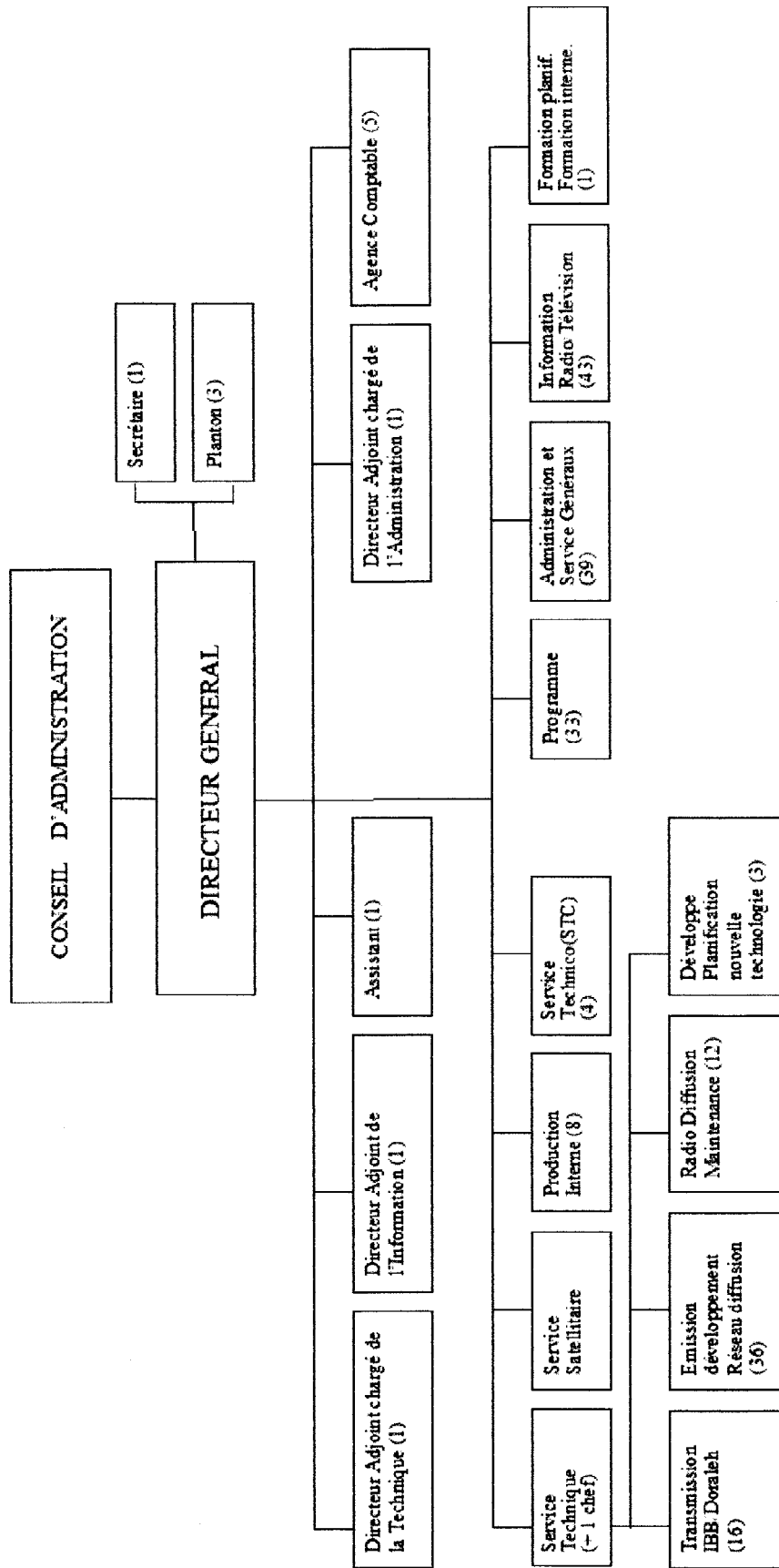
- (5) La Mission a confirmé auprès de la partie djiboutienne que les équipements introduits dans le cadre de présent projet seront installés dans les bâtiments existants et que les équipements existants seront déplacés.
- (6) La partie djiboutienne a promis de prendre les dispositions suivantes avec sa propre charge lors de l'exécution du Projet.
  - a. Réparation des installations existantes(intérieur, prise, téléphone, eau, climatisation etc.) dans les lieux à installer les nouveaux équipements.
  - b. Enlèvement des équipements et des câbles existants dans les lieux à installer les nouveaux équipements. (si nécessaire)
  - c. Déplacement et installation des équipements existants de la salle de contrôle principale, des studios, et de montage.
  - d. Approvisionnement des meubles nécessaires.
- (7) La partie djiboutienne a promis d'assurer le budget et le personnel nécessaires pour les achats de pièce de rechange et la maintenance des équipements introduits dans le cadre du Projet.
- (8) En ce qui concerne la spécification des équipements à établir pour le Projet seront rédigés en anglais.
- (9) En ce qui concerne tous les documents comme spécification des équipements etc., les deux parties ont confirmé de ne montrer à personne sauf les personnes concernées avant l'achèvement de la soumission.
- (10) Les deux parties ont confirmé que la RTD ne serait pas privatisée dans un avenir prévisible.
- (11) La partie djiboutienne a demandé le transfert de technique de la production, du fonctionnement et de la maintenance des Equipements dans le cadre du composant de la Coopération financière non-remboursable. La Mission comprend cette nécessité et étudiera le détail de méthode et le contenu. Les résultats seront expliqués à la partie djiboutienne dans l'ébauche de rapport final.
- (12) La partie djiboutienne a demandé à ce qu'une formation en technique soit exécutée vis-à-vis des effectifs chargés de production d'émissions et fonctionnement/maintenance des Equipements sous forme de coopération japonaise. La Mission a promis d'étudier sur cette demande et d'appuyer pour la procédure nécessaire à suivre.
- (13) La Mission a expliqué auprès de la partie djiboutienne que les équipements d'éclairage pour le studio de production seront approvisionnés si le budget final le permet. La partie djiboutienne a compris ce point.

- Annexe:
1. Carte des zones faisant l'objet de l'étude
  2. Organigramme général de la RTD
  3. Coopération Financiere Non-Remboursable du Japon
  4. Principaux engagements de chacun des Gouvernements



Carte des zones faisant l'objet de l'étude

**ORGANIGRAMME GENERAL DE LA RID**



**Les chiffres entre parenthèse indiquent les nombres de personnel.**

3  
8



## COOPERATION FINANCIERE NON-REMBOURSABLE DU JAPON

Le système de la Coopération financière non-remboursable assure au pays bénéficiaire des fonds non-remboursables pour la fourniture d'installations, équipements et services (services d'ingénierie et transport de produits etc.) pour le développement économique et social du pays, sur la base de principes conformes aux lois du Japon et réglementations suivants. La Coopération financière non-remboursable ne se limite pas à la fourniture de matériels/équipements et d'installations etc. avec approvisionnement direct.

### 1. Procédure de la coopération financière non-remboursable

Le programme de coopération financière non-remboursable est exécuté selon la procédure suivante.

Lors de la première étape, la requête présentée par le pays bénéficiaire est examinée par le gouvernement du Japon (Ministère des Affaires étrangères) afin de déterminer si elle est pertinente dans le cadre de la coopération financière non-remboursable. Au cas où il serait confirmé que la requête est prioritaire en tant que projet de coopération financière non-remboursable, le gouvernement du Japon demande à la JICA de procéder à une étude.

Lors de la seconde étape, l'étude (étude du concept de base) est effectuée par la JICA ayant conclu un contrat avec une société de consultation japonaise chargée de l'exécution.

Lors de la troisième étape (examen et approbation), le gouvernement du Japon examine sur la base du rapport de l'étude du concept de base élaboré par la JICA, si le Projet convient au cadre de la coopération financière non-remboursable. Il est ensuite soumis pour approbation au Conseil des ministres.

Lors de la quatrième étape, l'exécution du Projet approuvé par le Conseil des ministres est officiellement déterminée par la signature de l'Echange de Notes entre les deux gouvernements.

Au fur et à mesure de l'exécution du Projet, la JICA accélérera le processus d'exécution en apportant son soutien au pays bénéficiaire pour la procédure d'appel d'offres, les signatures des contrats et les autres opérations nécessaires.

### 2. Etude du concept de base

#### (1) Contenu de l'étude

Le contenu de l'étude est le suivant:

- confirmer l'arrière-plan de la requête, les objectifs et les effets du Projet, ainsi que les capacités de maintenance du pays bénéficiaire nécessaires à l'exécution du Projet
- évaluer la pertinence de la coopération financière non-remboursable du point de vue technologique et socio-économique
- confirmer le concept de base du plan convenu après discussions entre les deux parties
- estimer les coûts approximatifs nécessaires au concept de base et à la mise en œuvre du Projet

Le contenu de la requête n'est pas obligatoirement approuvé en tant que contenu de la coopération financière non-remboursable. Le concept de base du projet doit être confirmé par rapport au système de la coopération financière non-remboursable du Japon.

Et tous les contenus ne seront naturellement pas les objectifs à coopérer, mais ils seront confirmés le concept de base en considération du système de la coopération financière non-remboursable du Japon. En outre, le gouvernement du Japon demande au gouvernement du

pays bénéficiaire de prendre toutes les mesures qui pourraient s'avérer nécessaires pour assurer son indépendance lors de l'exécution du Projet. Ces mesures doivent être garanties même si elles n'entrent pas dans la juridiction de l'organisme du pays bénéficiaire en charge de l'exécution du Projet. Par conséquent, l'exécution du Projet doit être confirmée par toutes les organisations concernées du pays bénéficiaire par la signature des minutes des discussions.

(2) Sélection des consultants

A l'étape de conclusion du contrat entre le consultant et le pays bénéficiaire après l'Echange de Notes, la JICA recommande le même consultant que celui qui a participé à l'étude du concept de base afin d'assurer une cohérence technique entre l'étude du concept de base et le plan détaillé, et d'éviter tout délai indu provoqué par la sélection d'un autre consultant.

3. Système de la coopération financière non-remboursable du Japon

(1) Echange de Notes (E/N)

La coopération financière non-remboursable du Japon est accordée conformément aux Notes échangées entre les deux gouvernements et dans lesquelles sont confirmés, entre eux, les objectifs, la durée, les conditions et le montant de la coopération.

(2) Durée de la coopération financière

La "durée de la coopération financière" s'inscrit dans l'année fiscale dans laquelle le Conseil des ministres a approuvé le Projet. Toutes les procédures de coopération financière, Echange de Notes, conclusion des contrats avec le consultant et le contractant et paiement final à ceux-ci, doivent être achevées durant cette année fiscale.

Toutefois, en cas de retard lors de la livraison, de l'installation ou de la construction dû à des éléments incontrôlables tels que les conditions météorologiques, la durée de la coopération financière non-remboursable pourra être prolongée d'une année fiscale supplémentaire après accord entre les deux gouvernements.

(3) La coopération financière doit être en principe réservée exclusivement à l'achat de produits provenant du Japon ou du pays bénéficiaire, et aux services de ressortissants japonais ou du pays bénéficiaire.

Lorsque les deux gouvernements le jugent nécessaire, la coopération financière non-remboursable peut être utilisée pour les produits ou les services d'un pays tiers (autre que le Japon ou le pays bénéficiaire).

Toutefois, dans le cadre de la coopération financière non-remboursable, les principaux contractants, à savoir le consultant, l'entrepreneur et la société de fourniture des équipements nécessaires à l'exécution de la coopération financière, doivent en principe être exclusivement des ressortissants japonais.

(4) Nécessité de la "vérification"

Le gouvernement du pays bénéficiaire ou son représentant autorisé conclura les contrats en Yen japonais avec les ressortissants japonais. Ces contrats seront vérifiés par le gouvernement du Japon. Cette vérification est nécessaire car les fonds de la coopération financière non-remboursable proviennent des taxes des citoyens japonais.

(5) Dispositions à prendre par le gouvernement du pays bénéficiaire

Lors de l'exécution de la coopération financière non-remboursable, le pays bénéficiaire devra prendre les dispositions suivantes:

- 1) Acquérir, dégager et niveler le terrain nécessaire pour les sites du Projet, avant le commencement des travaux de construction.
- 2) Assurer les installations de distribution d'électricité, d'approvisionnement et d'évacuation des eaux, ainsi que les autres utilités nécessaires à l'intérieur et aux

- alentours du site.
- 3) Prévoir les bâtiments nécessaires avant les travaux d'installation dans le cas où le Projet consiste à fournir des équipements.
  - 4) Prendre en charge la totalité des dépenses et l'exécution rapide du déchargement, du dédouanement dans le port de débarquement et le transport terrestre des produits achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable.
  - 5) Exonérer les ressortissants japonais des droits de douane, taxes intérieures et/ou autres levées fiscales imposées dans le pays bénéficiaire eu égard à la fourniture des produits et des services spécifiés dans les contrats vérifiés.
  - 6) Accorder aux ressortissants japonais dont les services pourraient être requis en relation avec la fourniture des produits et des services spécifiés dans les contrats vérifiés, toutes les facilités nécessaires pour leur entrée et leur séjour dans le pays bénéficiaire pour l'exécution des travaux.
  - 7) Usage adéquat  
Le pays bénéficiaire est requis d'entretenir et d'utiliser les installations construites et les équipements achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable de manière adéquate et efficace, et de désigner le personnel nécessaire pour le fonctionnement et la maintenance, ainsi que de prendre en charge toutes les dépenses nécessaires tels que le frais de gestion et de maintenance etc. autres que celles couvertes par la coopération financière non-remboursable.
  - 8) Réexportation  
Les produits achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable ne doivent pas être réexportés à partir du pays bénéficiaire.
  - 9) Arrangement bancaire (B/A)
    - a) Le gouvernement du pays bénéficiaire ou son représentant autorisé devra ouvrir un compte à son nom dans une banque de change agréée au Japon (ci-après dénommée la "Banque"). Le gouvernement du Japon exécutera la coopération financière non-remboursable en procédant aux paiements en Yen japonais pour couvrir les obligations du gouvernement du pays bénéficiaire ou de son représentant autorisé conformément aux contrats vérifiés.
    - b) Les paiements seront effectués lorsque les demandes de paiement seront présentées par la Banque au gouvernement du Japon, conformément à l'Autorisation de Paiement émise par le gouvernement du pays bénéficiaire ou de son représentant autorisé.
  - 10) Autorisation de paiement (A/P)  
Le Gouvernement du pays bénéficiaire doit prendre en charge la commission de notification de l'Autorisation de paiement et les commissions de paiement de la Banque.

### Principaux engagements de chacun des Gouvernements

N°	Articles	A couvrir par le Japon	A couvrir par la partie bénéficiaire
1	Prendre en charge les commissions suivantes de la banque du Japon pour les services bancaires basés sur l'Arrangement Bancaire (B/A) 1) Commission de notification de l'Autorisation de paiement (A/P) 2) Commission de paiement		• •
2	Assurer le déchargement et le dédouanement corrects au port de débarquement du pays bénéficiaire 1) Transport maritime (aérien) des produits du Japon au pays bénéficiaire 2) Exonération de taxes et dédouanement des produits au port de débarquement 3) Transport interne du port de débarquement aux sites du projet	• •	•
3	Accorder aux ressortissants japonais, dont les services pourront être requis en relation avec la fourniture des produits et des services sous le contrat vérifié, des facilités qui pourraient être nécessaires pour leur entrée et leur séjour dans le pays bénéficiaire pour l'exécution de leur travail.		•
4	Exempter les ressortissants japonais des droits de douane, taxes internes et autres prélèvements fiscaux qui pourraient être imposés dans le pays bénéficiaire sur la fourniture de produits et services sous le contrat vérifié.		•
5	Entretenir et utiliser correctement et efficacement les installations construites et les équipements fournis dans le cadre de la Coopération financière non-remboursable.		•
6	Prendre en charge toutes les dépenses, autres que celles couvertes par la Coopération financière non-remboursable, nécessaires à la construction des installations, ainsi qu'au transport et à l'installation des équipements.		•

Ⓐ

**ジブチ共和国**  
**「ラジオ・テレビ放送局番組作成機材整備計画」基本設計調査**  
**協議議事録**

日本国政府はジブチ共和国（以下、「ジブチ」）においてラジオ・テレビ放送局番組作成機材整備計画（以下、「プロジェクト」）の基本設計調査を実施することを決定し、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」）に調査を委託した。

JICA は、経済基盤開発部運輸交通・情報通信第 2 課の内藤智之を団長とする基本設計調査団（以下、「調査団」）を 2008 年 10 月 29 日から 11 月 22 日までジブチに派遣した。

調査団はジブチ政府関係者と協議を行い、現地調査を実施した。協議および現地調査を通して、双方は付属書に記述された主要事項について確認した。調査団は、さらに調査を継続し、基本設計調査報告書を作成する。

2008 年 11 月 11 日 ジブチ

---

日本国  
国際協力機構  
基本設計調査団団長  
内藤智之

---

ジブチ共和国  
ジブチ・ラジオ・テレビ放送局局長  
アブディ・アッテイエ・アブディ

---

ジブチ共和国  
外務・国際協力省  
二国間協力局長  
モハメッド・アリ・ハッサン

## 付 属 書

### 1. 計画の目的

本プロジェクトは、ジブチ・ラジオ・テレビ放送局の番組作成機材を供与し、同国の教育、保健を中心とした住民の啓蒙活動を促進することを目的とする。

### 2. 調査対象地域

本プロジェクトの調査対象地域は別添 1 に示す通りである。

### 3. 主管官庁および実施機関

本プロジェクトの主管官庁は通信・文化省であり、実施機関はジブチ・ラジオ・テレビ放送局（以下、「RTD」）である。RTD の組織図を別添 2 に示す。

### 4. ジブチ政府からの要請内容

- ①番組制作スタジオ用機材（照明機材含む）
- ②ニューススタジオ用機材
- ③マスターコントロールルーム（主調整室）機材
- ④フォーマット交換システム
- ⑤ニュース取材システム（ENG System）
- ⑥ビデオ ノンリニア編集システム
- ⑦1:1 編集システム
- ⑧電源バックアップ（AVR、UPS）
- ⑨保守用道具

JICA は要請内容の妥当性を検討し、その結果を日本国政府に報告する。

### 5. 無償資金協カスキーム

調査団は、別添 3 に示した日本の無償資金協カスキームおよび別添 4 に示した日本およびジブチ政府による主な負担事項の内容を説明し、ジブチ側はこれを理解した。

### 6. 調査予定

- (1) 調査団（コンサルタント団員）は引き続き 2008 年 11 月 22 日までジブチにおける現地調査を継続する。
- (2) JICA は基本設計概要書をフランス語で作成し、その説明を 2009 年 2 月下旬までに在エチオピア日本大使館を通じてジブチ側に送付する。
- (3) 基本設計概要書の内容がジブチ政府により概ね了承されれば、JICA は最終報告書を作成し、2009 年 4 月までにジブチ側に送付する。

## 7. その他協議事項

- (1) ジブチ側は、調査団の滞在中、必要なカウンターパートを配置することを了承した。
- (2) ジブチ側は、調査に必要な関連資料、材料を提供すること、調査団が提出した質問表への回答を11月12日までに回答することを了承した。
- (3) ジブチ側は、適切な調査実施のために写真撮影や立入り禁止区域への立入り等が必要な場合、可能な限り便宜を図ることを了承した。
- (4) ジブチ側は、調査団の安全確保のために必要なあらゆる措置をとることを約束した。また、調査団員はジブチにおける安全に関する規則を遵守しなければならない。
- (5) 調査団は、ジブチ側に対し、本プロジェクトで導入する機材は既存局舎内の部屋に据え付け、既存機材は移動することを確認した。
- (6) ジブチ側はプロジェクト実施に際して、以下の点を自らの費用で実施することを約束した。
  - ①新規機材据付対象場所における既存設備（内装、電源、電話、水道、空調等）の修繕
  - ②新規機材据付対象場所における既存設備・配線の撤去（必要な場合）
  - ③既存のテレビ主調整室機材、スタジオ機材及び編集機材の移設
  - ④必要な家具・備品の調達
- (7) ジブチ側は、プロジェクトによって導入された機材の予備品購入及び維持管理に必要な予算と人員を確保することを約束した。
- (8) 本計画で作成する機材仕様書については英語を使用する。
- (9) 双方は、機材仕様書等あらゆる資料に関して、入札完了まで関係者以外に開示しないことを確認した。
- (10) 双方は、予想可能な将来において、RTDが民営化しないことを確認した。
- (11) ジブチ政府は、無償資金協力のコンポーネントとして、番組制作、機材作動・維持のために技術移転を依頼した。調査団はこれらの必要性を理解し、手順詳細と内容を検討する。検討結果はジブチ政府に対して最終報告書案の中で説明される。
- (12) ジブチ政府は、番組制作、機材作動・維持の関係者要員に対して技術研修が日本の協力の下で行われることを調査団に依頼した。調査団は同依頼に対して検討することを約束した。必要な手続きに関しては、調査団が支援する。
- (13) 調査団は、ジブチ側に対し、番組制作スタジオ用照明機材は本事業費に含めることが許容された場合のみ考慮されることを説明し、ジブチ側の理解を得た。

- 別添：
1. 調査対象地域地図
  2. 組織図
  3. 日本の無償資金協力スキーム
  4. 日本・被援助国政府による主な負担事項

## 日本の無償資金協力の仕組み

無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材および役務（技術あるいは輸送等）を調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

## 1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力は次のような手順により行われる。

第一段階である要請は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府（外務省）は無償資金協力としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査（基本設計調査）は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は、第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本国政府がそのプロジェクトが無償資金協力として適当であるかを審査した後、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは、第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、無償資金協力が実行に移される。

無償資金協力の実行に際して、JICA は入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国政府に協力を行う。

## 2. 調査の位置付け

## (1) 調査内容

JICA が実施する調査（基本設計調査）は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本国政府が無償資金協力として承認するに当たっての基礎的資料（判断材料）に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全て協力対象となるのではなく、我が国無償資金協力スキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償資金協力として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、先方政府の関係する機関全てとの確認を協議議事録により行う。

## (2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して交換公文（E/N）により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は当該コンサルタントを被援助国政府に推薦する。



### 3. 無償資金協カスキーム

#### (1) 交換公文の締結

無償資金協カの実施に当たっては政府間の合意およびE/Nの締結が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

#### (2) 供与期限

供与期限は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの締結からコンサルタントおよびコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間（一財政年度）の延長が可能である。

(3) 無償資金協カによって供与される資金は原則として日本国および被援助国の生産物並びに日本国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう日本国民という語は日本国の自然人またはその支配する日本国の法人を意味する。

なお、無償資金協カは両国政府が必要と認める場合には第三国（日本国および当該国以外）の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償資金協カガイドラインにより、無償資金協カを実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者および調達業者は日本国民に限定される。

#### (4) 「認証」の必要性

当該国政府または政府が指定する当局が行う日本国民との契約は円貨建て締結され、かつ、日本国政府による認証を必要とする。認証は無償資金協カの財源が日本国民の税金であることによる。

#### (5) 被援助国に求められる措置

無償資金協カが実施されるに際して当該国政府は以下のような措置が求められる。

- 1) 施設案件の実施に当たっては施設建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として無償資金協カに基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関および国内輸送等に係る経費の負担と速やかな実施を確保すること。
- 5) 認証された契約に基づき調達される生産物および役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税およびその他の財政課徴金を免除すること。
- 6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国および滞在に必要な便宜を与えること。
- 7) 適正使用

無償資金協カに基づいて建設される施設および購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保

を行うこと。また、無償資金協力によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。

8) 再輸出

無償資金協力に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。

9) 銀行取り極め

a) 当該国政府または指定された当局は日本国内の銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府もしくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に日本円で払い込むことにより無償資金協力を実施する。

b) 日本政府による払い込みは当該国政府または指定された当局が発行する支払授權書に基づいて契約銀行が支払請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

10) 支払授權書

当該国政府は、銀行取り極めを締結した契約銀行に対し、支払授權書の通知手数料および支払手数料を負担しなければならない。

## 両国政府による主な負担事項

	負担事項	日本	被援助国
1	銀行取極 (B/A) に基づき金融サービスを行う契約銀行に対する下記費用の負担。 1) 支払授權書(A/P)発給手数料 2) 支払手数料		● ●
2	受取国の荷揚げ港での荷下ろしと通関の確実な実施。 1) 日本から受取国への製品の海上 (空路) 輸送 2) 荷揚げ港での製品の免税手続きと通関 3) 荷揚げ港からプロジェクトサイトへの国内輸送	● ●	●
3	認証された契約に基づく製品供給と支援業務に関連して必要になる日本国民に対して、当該者が責任遂行に必要となる受取国への入国や入国後の宿泊に関連して必要な便宜供与。		●
4	認証された契約に基づく製品供給と支援業務に関連して、受取国により日本国民に賦課される関税、国内税、増値税やその他賦課金の免除。		●
5	無償資金協力により建設された施設および調達された機材を適切に使用し、かつ適正に維持管理するために必要な費用の負担。		●
6	無償資金協力により建設および調達されるもの以外で、施設建設および調達機材における輸送および据付等に必要となるその他の費用の負担。		●



MINISTERE DES AFFAIRES ETRANGERES  
ET DE LA COOPERATION INTERNATIONALE

وزارة الشؤون الخارجية و التعاون الدولي

LE DIRECTEUR  
DES RELATIONS BILATERALES

N°/063/09...../MAECI  
DJIBOUTI LE 5 FEV. 2009

رقم .....  
جيبوتي في .....

February 05<sup>th</sup>, 2009

Mr. Katsuhiko Sasaki  
Resident Representative  
JICA Ethiopia Office

Dear Sir,

The Government of Djibouti has agreed and accepted in principle the components of the draft final report of "LE PROJET DE REHABILITATION DES EQUIPEMENTS POUR LA PRODUCTION DE PROGRAMMES DU PERFECTIONNEMENT DE L'EDUCATION, DE LA SANTE ET DE L'ECLAIRCISSEMENT" handed by Japan International Cooperation Agency in xx February 2009. In detail, the Government of Djibouti has confirmed the following matters;

1. Japan's Grant Aid scheme
2. The necessary undertakings to be taken by Djiboutian side described in the table 2-2-3 of the report and described in Annex-4 of the Minute of Discussions signed by Djibouti side and Japanese side on November 11 2008
3. Component of the Project shown in the table 2-1-1 of the report
4. Component of the Equipments shown in the table 2-2-2 of the report
5. Not to duplicate or release the specification of the equipment to other parties in order to secure the fairness of the tender of the Project
6. Not to duplicate or release the Project Cost Estimation to other parties before the signing of all the Contract(s) for the Project

Yours sincerely

Mohamed Ali Hassan  
Directeur des Relations Bilatérales  
Ministère des Affaires Etrangères et de la Coopération Internationale  
République de Djibouti



cc: Radiodiffusion télévision de Djibouti

資料－5 事業事前計画表（基本設計時）

## 5. 事業事前計画表(基本設計時)

<b>1. 対象事業名</b>
ジブチ国 ラジオ・テレビ放送局番組作成機材整備計画
<b>2. 要請の背景(協力の必要性・位置付け)</b>
<p>(1) ジブチ国(以下、「ジ」国と称す)の開発は、2004年に策定された PRSP を基本理念として国家開発計画が進められており、重要課題として貧困削減、識字率向上削減など教育及び保健衛生の啓蒙が求められている。「ジ」国では新聞、雑誌等の活字媒体、インターネットなどの電子媒体の普及率が低い中、ラジオはもとより、同国で TV 受信機は約 8 万台普及し、全人口(約 82 万人、世界銀行)の約 80% が視聴可能となっていることから、ラジオとテレビが国民への情報伝達、啓蒙に果たす役割は極めて大きい。</p> <p>(2) 「ジ」国では、1954 年にフランスの支援でラジオ放送が、また、1967 年にはテレビ放送が開始され、1977 年に独立後、正式にジブチ・ラジオテレビ放送局(Radiodiffusion Télévision de Djibouti、以下 RTD と称す)が設立された。その後、1991 年(平成 3 年)に我が国の無償資金協力により新テレビ局舎の建設及びスタジオ機材が供与され、「ジ」国のテレビ放送に係る整備が行われ、現在では地上波と衛星放送により全国で視聴可能である。RTD は、「ジ」国の法律により国民に啓蒙するための放送が義務付けられており、国民教育省や保健省から教育、保健衛生、啓蒙普及番組の制作依頼を受け、各省との協力の下で番組制作を行っている。</p> <p>(3) 1991 年に整備されたアナログ式機材の旧型化による交換部品の入手困難や劣化が深刻化し、放送の継続が困難な状況となっており、「ジ」国の厳しい財政状況から機材の整備は困難な状況にあることから、番組制作スタジオ、主調整室等の機材整備に関する無償資金協力が要請された。</p> <p>(4) この要請を受けて我が国は基本設計調査を実施し、無償資金協力事業としての必要性、緊急性、妥当性を確認するとともに、「ジ」国に本計画によって導入される機材の維持管理能力及び番組制作機会の増加により、番組制作能力を強化する要望が強いことを確認した。</p> <p>(5) 本計画は、前回の我が国の無償資金協力(1991 年)によって整備された機材を更新することが目的である。これにより、老朽化した放送機材が更新され、公共放送としてニュース、娯楽番組の他、教育、保健衛生、啓蒙普及番組を含む豊かで変化に富む情報を国民に継続して提供できるようになるとともに、テレビ番組制作システムがこれまでのアナログ方式からデジタル方式に移行され、番組制作の効率化が可能となる。</p>
<b>3. プロジェクト全体計画概要</b>
<p>(1) <b>プロジェクト全体計画の目標(裨益対象の範囲及び規模)</b> RTD の啓蒙促進番組制作能力が向上する。</p> <p>《裨益対象の範囲及び規模》 RTD のテレビ放送を視聴している「ジ」国全国民</p> <p>(2) <b>プロジェクト全体計画の成果</b> <u>RTD の番組制作機材が更新される。</u></p> <p>国民に多様な情報が提供される。</p> <p>(3) <b>プロジェクト全体計画の主要活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>スタジオ、主調整室、取材用ニュース制作機材、編集システム等の整備</u></li> <li>2) 番組制作(特にニュース)の迅速化</li> <li>3) 運営・維持管理体制を整え、必要な予算措置及び人員の配置</li> </ol>

4) 上記施設・機材に関する運営・維持管理予算の確保						
<b>(4) 投入(インプット)</b>						
1) 日本側(=本案件): 無償資金協力 9.26 億円						
2) 「ジ」国側						
(ア) 運営維持管理費及び要員の確保						
(イ) 施設・機材の運営・維持管理に係る経費						
<b>(5) 実施体制</b>						
・ 主管官庁: 通信文化省						
・ 実施機関: ジブチラジオ・テレビ放送局 (Radiodiffusion Télévision de Djibouti: RTD)						
<b>4. 無償資金協力案件の内容</b>						
<b>(1) サイト</b>						
RTD: ジブチ						
<b>(2) 概要</b>						
RTD の放送設備・機材(番組制作スタジオシステム、ニューススタジオシステム、主調整室システム、方式変換システム、取材用ニュース制作機材(ENG)、ENG 用ポータブル照明セット、ENG 用ワイヤレスマイクロホン、ノンリニア編集システム、ノンリニア編集システム用アナウンスブース用機器、1:1 編集システム、保守用道具、消耗品)の調達・据付工事						
<b>(3) 相手国側負担事項</b>						
1) 荷揚げ港での免税措置及び通関手続き、2) プロジェクト・サイトにおける一時保管場所の提供、3) OJT 実施場所の提供、4) 既設機材、ケーブル等の撤去工事、5) RTD 既設局舎の改修工事、6) アナウンスブース及び仮設スタジオの提供、7) セパレート式エアコンの更新及びセントラル式エアコンの修理、8) 機材の操作に必要な椅子及び備品棚の調達、9) 非常用発電機から編集室への配線工事、10) 試験放送の実施、11) 電源、電話回線及び水道の確保						
<b>(4) 概算事業費</b>						
概算事業費 9.36 億円 (無償資金協力 9.26 億円、「ジ」国側負担 10.10 百万円)						
<b>(5) 工期</b>						
19.5 ヶ月(各詳細設計、入札期間を含む)						
<b>(6) 貧困、ジェンダー、環境及び社会面の配慮</b>						
なし						
<b>5. 外部要因リスク</b>						
大きな政治、経済混乱がない。						
<b>6. 過去の類似案件からの教訓の活用</b>						
なし						
<b>7. プロジェクト全体計画の事後評価に係る提案</b>						
<b>(1) プロジェクト全体計画の目標達成を示す指標</b>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状(2009年)</th> <th>実施後3年後(2013年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓蒙普及番組数</td> <td>40本/年</td> <td>50本/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状(2009年)	実施後3年後(2013年)	啓蒙普及番組数	40本/年	50本/年
項目	現状(2009年)	実施後3年後(2013年)				
啓蒙普及番組数	40本/年	50本/年				
<b>(2) その他の成果指標</b>						
特になし						

(3) 評価のタイミング

2013 年以降(実施後 3 年後)



## 資料－6 放送時間拡大に係る要員計画

## 6. 放送時間拡大に係る要員計画

### (1) 要員数

以下に RTD 各組織の必要人員について検討する。必要とされる職員数は、見習いなどを含んでいないことから、スキルを有する職員という意味合いである。

#### 1) 番組制作部

- プロデューサー

番組制作部は 34 人であり、そのうちプロデューサーは 30 人である。番組は、ドキュメンタリー、パネルディスカッション、音楽、教育、購入アニメ・ドラマ、スポーツ番組などから構成されるが、1週間の番組編成に必要な新規番組は20本程度と想定される。同番組を制作するために要する要員数は、RTD と同様な途上国の例より算出するとおよそ 30 名となる。このため現在のおよそ倍の 60 人のプロデューサーが必要である。ここから、再放送率を 50%、放送当日スタジオ担当プロデューサー 2 名とし、休日などの運用を考慮した係数を 1.2 とした場合、 $(60 \times 0.5 + 2) \times 1.2 = 38$  名となる。現在番組制作部は 30 名であり将来的には不足が生じる。

- 編責及び副編責

午前、午後に各 1 人配置するとし、1 週間を 2 分割した場合、合計 4 名の編責と副編責がそれぞれ必要となり、合計 8 名である。現在、番組制作部は 30 名であり、プロデューサーと番組編成に要する人員を考慮すると将来的には不足が生じる。

#### 2) 報道部

- キャスター

ソマリア語、アファール語、アラブ語、フランス語の各言語 1 人が午前、午後を分担するとして、各言語について、1 日あたり 2 名必要で、合計 8 名となる。さらに休日を考慮しても、10 名を最小限必要あるが、現在番組報道部で職員を 20 名としている。必要な対応は可能と想定できる。

- レポーター

現在のレポート数は 1 日 5 本である。1 日 5 名の記者がレポート制作に携わる。また緊急的対応が可能な人員として 2 名/日を別に確保し、休暇取得分 (2 割程度の余剰人員) を考慮すると 8 名の記者が必要である。RTD は、現在の 20 名体制で対応は可能であるが、地方ニュースもジブチの RTD から取材に出かけることから、15 名程度は必要であり、取材日数及びキャスターとの兼務を考慮する。

#### 3) 技術部

- ニュースカメラマン(ENG)

レポート数 5 本=5 人/日分と休暇取得分 (2 割程度の余剰人員) を考慮すると 6 ニュー

スカメラマンが必要になる。下表1に上記の結果とその他のスタッフについて必要数と現在のスタッフ数の比較を示す。

表1 必要スタッフ数と現状の比較

(単位：人)

	TV放送部スタッフ数	現在の人数	必要数	(不足数)	説明
番組制作部	一般番組プロデューサー	30(兼務)	38		
	編責		8	16	
	アーカイブ	2	4	2	番組変換、管理業務
報道部	キャスター	20(兼務)	10		
	レポーター		15	5	
技術部	プールスタッフ (カメラマン・音声)	6	6	6	(3名×1スタジオ+2名×1スタジオ)×1.2
	ニュースカメラマン (ENG)		6		プールスタッフ兼務
	TD、ビデオ、照明、音声	9	18	9	現在の2倍
	グラフィックス	9	4	6	{(1名×2スタジオ)+編集室担当1名}×1.2
	編集		9		(1名×7編集室)×1.2
	Webオペレータ		2		1人+余剰分
計		76	120	44	

出所：調査団作成

## (2) 必要要員確保計画

要員計画で述べてきた必要な要員数をそれぞれ年次ごとの採用数として表2にまとめた。要員の採用については、各年極力平均化し、要員増に対する人件費・研修費の増加を抑えた。但し、技術部については本計画の機材調達時期に合わせて必要な要員を前年から確保するように計画した。

表2 RTDの今後5年間で必要な要員数

(単位：人)

必要増加要員数		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	計
番組制作	プロデューサー・ 編責		3	3	3	3	4	16
	アーカイブ		1		1			2
報道部	キャスター・ レポーター		1	1	1	1	1	5
技術部	編集・カメラ他	5	5	4	4	3		21
計		5	10	8	9	7	5	44

出所：調査団作成

## (3) 研修計画

「ジ」国には、放送関係の専門学校はなく、番組制作を行う放送セクターはRTDのみであり、

採用した職員が番組制作可能とするまでは、社内外の研修でスキルアップを図る必要がある。RTD が将来的に実現したい午前中の番組実現に必要な要員を確保するためには、採用だけでなく社内研修が必要である。基本的には、本計画を睨み技術部門を先に研修を行う。研修計画は放送時間拡大に最低限必要なもので、現在の職員の質向上などに伴う研修は、別途計画する必要がある。研修は現在 RTD がアラブ放送連盟 (ASBU: Arab States Broadcasting Union)等に派遣する海外研修と社内研修1ヶ月とする

なお、表2及び表3で示している要員数と研修数について、財務計画に反映させ必要な資金計画を立てる。

表3 研修数

(単位:人)

研修数		2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	計
番組制作	プロデューサー・ 編責		3	3	3	3	4		16
	第2回研修			3	3	3	3	4	16
	アーカイブ		1		1				2
報道部	キャスター・ レポーター		1	1	1	2	1		6
	第2回研修			1	1	1	2	1	6
技術	編集・カメラ他	5	5	4	4	3			21
	第2回研修		5	5	4	4	3		21
合計		5	15	17	17	16	13	5	88

出所:調査団作成

※現在在籍している職員の個々のスキル向上のための研修は含まれていない。

※番組拡大のために、必要な新人研修数を示す。